

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 平成30年3月30日
- 【発行者名】 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg)
S.A.)
- 【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 鈴木 惣太
- 【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通
り 287 - 289番
(287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
弁護士 橋本 雅行
弁護士 高田 将寛
- 【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- 【電話番号】 03(6888)1000
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
コクサイ - MUGCトラスト -
dbX - ウィントン・パフォーマンス連動オープン
(Kokusai - MUGC Trust -
Performance of dbX-Winton Linked Open)
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
円建 円ヘッジクラス 成長型受益証券：
5,000億円を上限とする。
円建 円ヘッジクラス 分配型受益証券：
5,000億円を上限とする。
米ドル建クラス 成長型受益証券：
50億アメリカ合衆国ドル(約5,628億円)を上限とする。
米ドル建クラス 分配型受益証券：
50億アメリカ合衆国ドル(約5,628億円)を上限とする。
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型受益証券：
50億オーストラリア・ドル(約4,319億円)を上限とする。
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型受益証券：
50億オーストラリア・ドル(約4,319億円)を上限とする。
(注)アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)およびオーストラリ
ア・ドル(以下「豪ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、平成29年
2月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲
値(1米ドル=112.56円および1豪ドル=86.37円)による。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年4月28日に提出した有価証券届出書(平成29年7月31日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)中「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (4) その他の手数料等」のうち投資先ファンドに適用される報酬等について訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

[次へ](#)

訂正箇所を下線で示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

4 手数料等及び税金

(4) その他の手数料等

<訂正前>

(前略)

投資先ファンドに適用される報酬等

投資先ファンドに適用される報酬等は、合計で投資先ファンドの純資産価額の上限年率1.58% (ただし、dbXマネジメント報酬の最低年額20,000米ドル、dbXアドミニストレーション報酬の最低年額70,000米ドル、dbXトラスティー報酬の最低年額5,000米ドル) およびハイ・ウォーター・マークを上回るプラスのパフォーマンスの20%の成功報酬ならびに運営費用である。

(中略)

() dbX投資助言報酬

ウイントン・キャピタル・マネジメント・リミテッドは、投資先ファンドの純資産価額の年率1%の報酬を受領する。ウイントン・キャピタル・マネジメント・リミテッドはまた、各暦四半期の間の投資先ファンドの受益証券1口当たり純資産価格のハイ・ウォーター・マークを上回るプラスのパフォーマンスの20%に相当する成功報酬も受領する。

<訂正後>

(前略)

投資先ファンドに適用される報酬等

投資先ファンドに適用される報酬等は、合計で投資先ファンドの純資産価額の上限年率1.58% (注1) (ただし、dbXマネジメント報酬の最低年額20,000米ドル、dbXアドミニストレーション報酬の最低年額70,000米ドル、dbXトラスティー報酬の最低年額5,000米ドル) およびハイ・ウォーター・マークを上回るプラスのパフォーマンスの20% (注2) の成功報酬ならびに運営費用である。

(中略)

() dbX投資助言報酬

ウイントン・キャピタル・マネジメント・リミテッドは、投資先ファンドの純資産価額の年率1% (注3) の報酬を受領する。ウイントン・キャピタル・マネジメント・リミテッドはまた、各暦四半期の間の投資先ファンドの受益証券1口当たり純資産価格のハイ・ウォーター・マークを上回るプラスのパフォーマンスの20% (注2) に相当する成功報酬も受領する。

(注1) 平成30年4月1日からの上限年率は1.43%である。

(注2) 平成30年4月1日からの料率は16%である。

(注3) 平成30年4月1日からの年率は0.85%である。